三　第七条第一項の規定に違反して第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者
四　第二十条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行った者
五　第二十三条第一項の規定に違反して第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者
六　第三十三条第三項の規定による命令に違反した者

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第八条又は第九条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行った者
二　第二十六条第六項、第二十七条第二項、第二十八条第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなかった者

第六十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第十四条第一項の規定に違反して第十三条第二項第二号に掲げる事項を変更した者
二　第十七条第一項の規定に違反して第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更した者
三　第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
四　第三十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第六十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第七条第二項、第十四条第二項、第十七条第二項、第二十三条第二項、第二十五条、第二十六条第二項又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　第十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかった者
三　第十八条第二項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかった者

第六十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第六十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十五条　第十一条、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条及び第十条の規定　公布の日
二　次条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　第四条第一項又は第二十条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　第十三条第一項の型式認定又は第十六条第一項の適合認定を受けようとする者（機構を除く。）は、この法律の施行前においても、第十三条第二項又は第十六条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

3　機構は、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計について、この法律の施行前においても、第十九条第一項の規定の例により、第十三条第一項の型式認定の申請を行うことができる。

4　機構は、その管理し、及び運営する打上げ施設について、この法律の施行前においても、第十九条第二項の規定の例により、第十六条第一項の適合認定の申請を行うことができる。

第三条　内閣総理大臣は、第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二号若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇宙政策委員会の意見を聴くことができる。

2　内閣総理大臣は、第九条第二項又は第四十条第二項の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、財務大臣に協議することができる。

（経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に行われている人工衛星の管理については、第二十条第一項の規定は、適用しない。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正）

第六条　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項を削る。

第十九条第二項中「前条第一項第二号」を「前条第二号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第八号」を「同条第八号」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条及び第二十二条　削除

第二十三条第一項中「第十八条第一項」を「第十八条」に改める。

第二十六条第一項第三号中「第十八条第一項」を「第十八条」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「第十八条第一項」を「第十八条」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「同項第五号」を「同条第五号」に改め、同項第八号中「第十八条第一項」を「第十八条」に、「同項第六号」を「同条第六号」に改める。

第二十八条第一号中「又は第二十二条第一項」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十一条第二号中「第十八条第一項」を「第十八条」に改め、同条第三号を削る。

（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした前条の規定による改正前の国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第二十六号及び第三百四十八条第二項第三十八号中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第一号」に改める。

第三百四十九条の三第十六項中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に改める。

（土地収用法及び印紙税法の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第一号」に改める。

一　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条第三十四号の二
二　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第三の文書名の欄

（政令への委任）

第十条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一